

河南町立中村こども園（1号認定） 入園にあたっての案内

- 諸費（行事費、教材費等）は、当該月分を翌月の15日（土、日、祝日はその翌営業日）に口座振替にて納付していただきます。
（例：4月利用分の保育料は、5月15日に口座振替となります）
- 正当な理由なく諸費等の納入を怠った場合は、督促の上、滞納処分となることがあります。
- 令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児までの保育料が無償となります。（給食費、行事費、預かり保育料などは、無償の対象外です）
- 保育料の無償化に伴う副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。副食費3,750円（1か月当たり）を上限とし、園の実際の副食費と比較し低い方が補助額となります。

河南町 こども1ばん課 ☎0721-93-2500（内線162）